

開 会	事務局長	ただいまから令和元年度第2回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員以上の1名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
	議 長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■■■■委員、■■■■両委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。こちらは先程説明の中にありましたようにすでに非農地、4条、5条申請において許可をした案件の後追いの承認という形になりますのでご承知おき頂きたいと思えます。他にございませんか?無いようでございますので採決に移らせて頂きます。
	議 長	議案第1号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員会の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) ありがとうございました。挙手全員でございますので異議なき旨回答させていただきます。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「令和元年度農用地利用集積計画(第56号)について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	■番	すみません。57ページの■■■■さんは亡くなられているのでは?
	事務局	この申請契約書については3月19日付けで受付をしておりますのでその際に設定されたら双方の印鑑が押してあります。この中で設定するもの、土地の貸し主ということで■■■■様の名前で申請契約書を受付をしておりますのでそのように整理をさせて頂いておるところでございます。
	議 長	登記簿が■■■■さんになっとるんでは?相続登記をしないままだからそのまま出したのでは?
	■番	それで良いのなら問題ないですが亡くなられてるので。
	事務局	今回議案として整理させて頂いておりますのは申請受付時のもので整理さ

		せて頂いております。それ以降に今いった様なケースもあるかもしれませんが当事者からの申し出がない限りは取り下げをしないという整理をしておりますので申し出がない場合についてはそのままの形での整理をさせて頂き審議を頂いているところであります。
	議長	利用権設定の場合は契約期間中に貸付人が死亡した場合の届け出の義務はないのか？
	事務局	貸付期間中に貸付者が亡くなられた場合についての説明なんですけど特に申し出がなければそのまま契約は存続されております。これは借り手の地位が優先をされるということが貸し手が亡くなった場合も借り手の権利が優先されるということで契約期間中は利用権設定は存続すると。ただし双方の合意解約によってこれを一旦廃止して解約をして相続地権者との契約をするということは可能であります。補足なんですけど借り手が亡くなった場合についてその契約は死亡の日をもって解約、失効するというところで整理を行なっています。
	■番	契約書の中はどうなっているのか？貸し手が死亡した場合とか入っていないのですか？
	事務局	農業経営基盤強化促進法による利用権設定の中で細かく委員の質問にあったような項目までは記載しておりません。法律の中で運用上扱いが書かれておるわけでありまして契約書自体にそこまでの記載がないものであります。
	■番	一般的な考え方とすれば契約して委員会前に亡くなられておられたら契約発生日は委員会後でしょ？そうすると委員会後の人の該当者がいないという事は契約が成立しないですよ？だからここでは認定するけど正規の相続人に契約者になってもらって契約を結んであげるっていうのが事務的処理じゃないですかね。
	事務局	委員が言われることはよく承知しておるところがあるんですけど実際に双方からの申し出がない限りこちらは知りえないというところがありますのでこの委員会を終了して本日異議なき旨ということで決定を頂いた場合にはこれによって町の掲示板などに告示をします。告示が整いましたら貸し渡し人、借受人双方に設定が完了しましたという通知を送らせて頂くんですがこの時点で契約者から何かあれば合意解約を促して新たな設定を次の機会にしてくださいというような流れとなっています。当事者から申し出がない限りは我々は知る術がないというところで現段階ではこのような議案で整理させて頂いております。
	■番	亡くなっているんじゃないかと委員会で疑問を投げかけられたんだから死亡を確認しないといけない部分は出てきますよ。どうしても。それを確かめて。利用権設定については賛成しますけど契約的な事務としてはですねそれはおかしい。
	事務局	今おっしゃるように事務的な部分については申し出者に確認をした上で適正な事務を取らせて頂きます。

議長		<p>基本的には行政の方は申請主義でございますので申請がなかったら分からないという状況が実態だろうと思うんです。本人の方からそういう報告がないと何もできないという形が行政だご理解ください。利用権設定については町村長が認めるとういうことでその場合農業委員会の意見を町でするものとするというのが入っておりますのでその都度農業委員会の方で承認するのが妥当かどうかという意見が求められているということでございます。その点もご理解頂きたいと思いますが[]がいつ亡くなられたか分かりませんが提出した時点では生存している？</p>
事務局		<p>色々審議を頂いているところではあります再度ご生存かどうかの確認から始めて相続地権者などの確認をしまして適正な事務を行なう様考えております。尚、我々が今使用しているシステムで生存の情報や農地の処理の情報、これが毎年1月1日の固定資産税の課税状況をもらいまして6月1日にデータをシステムにセットしているところであります。現在使用しておりますものは昨年の1月1日時点での固定資産税の課税などの状況のデータを昨年の6月にセットしておるものでございましてそれ以降に死亡などがあれば画面で確認できない状況であります。ですから6月での最新のデータセット後に改めて再度確認をするとともに町の住民課などに公用での請求をしてどういった状況かを確認して適切な事務を取りたいと思えます。</p>
[]番		<p>分かりました。</p>
議長		<p>利用権設定は年に何回している？</p>
事務局		<p>2回です。</p>
議長		<p>2回で今回の分は？</p>
事務局		<p>利用権設定の受付とみなさんに審議を頂く場面なんですけど定例につきましては11月末までに申請を受け付けたものを12月の農業委員会で審議を頂きまして翌1月1日から始期とするものが1回目2月末までに受付をしたものこれが新規の案件などを主とするものなんですけどこれを3月の農業委員会で審議を頂きまして4月1日からスタートということで基本2回とさせて頂きます。ここ数年来ですけれどそれで整理しきれないもの、あと3月の作付け時期において耕作することが難しいというのがありまして役場の中にある農協となどと一緒になって3月末あたりに営農計画書というものを配布させて頂いて細目書を提出して頂くなかで実際に耕作できないという場合に誰々が作ってくださることになりましたよという案件がありましたら農地の適正利用の観点からして今回3、4年前からですがこの5月に審議を頂いてるものがございます。そのほかですと農地中間管理機構による農地利用集積計画、配分計画がありましたら随時提案をさせて頂いてると共に適期において農地の適正利用の観点から追加をして利用権設定の審議を頂くのと農業者年金の関係がありましたら法人の立ち上げなどによってすぐに発行をすべきもの、こちらについては随時提案をさせて頂いてるところです。</p>
議長		<p>他にございませんか？それでは[]の案件につきましては事務局のほ</p>

		<p>うで再度照会をしてみるということを条件に 「令和元年度農地利用集積計画（５６号）について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので異議なき旨回答することとします。</p>
議案第３号	議長	<p>続きまして議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		（事務局説明）
	議長	<p>ありがとうございます。担当推進委員による現地調査をお願いしています。■■■■の案件については空き家バンクで前回報告を頂いておりますので今回はありません。３－５－、３－６について■■■■と■■■■の案件合わせて■■■■推進委員報告をお願いします。</p>
	■番	<p>■■■■地区担当の■■■■です。受付番号３－５、３－６について報告します。３－５ですが場所は■■■■の■■■■でございます。５月２５日に■■■■農業委員同行のもと調査しました。譲り渡し人は高齢のため労力不足ということで手放すものでありまして譲り受け人が町の実験農場で研修後この土地を取得して農業経営を新たに始めるということでございます。３－６は同じく■■■■です。同じく２５日に■■■■農業委員、譲り受け人の■■■■同行のもと調査しました。譲り受け人は現在■■■■で経営されておりこの度隣地の取得により経営規模拡大を図るものです。以上でございます。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。</p>
	議長	<p>■■■■はこれで全部自分のものになったんですね。</p>
	事務局長	<p>■■■■で許可が出ておまして今出ている■■■■ ■■■■により取消し処分となっております土地でございます。</p>
	議長	<p>■■■■が持っておられた農場を■■■■ともう一人分割して購入をされておったわけですがもう一人の方が途中で心変わりをして■■■■のほうへお返しになったという。ですから一つの■■■■を全て■■■■が所有することになったということです。■■■■ですが■■■■に■■■■ができて■■■■ほとんど現在は交代されているようです。あとは経営者が変わられているようです。他にございませんか？無いようでございますので採決に移らせて頂きます。</p>
	議長	<p>議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
報告第１号	議長	<p>続きまして報告第１号「認定電気通信事業者の行う中継施設等設置に伴う農地転用について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		（事務局説明）

議長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。■■■■の案件について■■■■推進委員報告をお願いします。</p>
■■番	<p>■■■■地区担当の■■■■です。受付番号7-1について報告します。場所は■■■■の■■■■から■■■■の場所へあります。5月27日の■■■■農業委員同行のもと調査しました。事業者は■■■■で電気通信事業法に基づく認定事業者であります。事業の内容は携帯電話の基地局建設のための地上高14.6mのコンクリート柱を設置するものです。設置予定の農地は現在作付けされていない農地です。周辺の農地への影響もないものと思われます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続きまして■■■■の案件■■■■推進委員お願いします。</p>
■■番	<p>■■■■地区担当の■■■■です。受付番号7-2について報告します。場所は■■■■で■■■■が通ってるんですがその下の方に■■■■という会社があります。そこより■■■■へ■■■■くらいのところに位置します。調査日ですが5月25日に■■■■と調査しました。調査内容ですが事業者は■■■■で電気通信事業法に基づく認定事業者であります。事業の内容につきましては携帯電話基地局建設のための地上高約18mのコンクリート柱を設置するものです。周辺農地への影響もないものと思われますので問題ないものと思われます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。ございませんか？無いようでございますが報告事項でございますので採決は致しません。報告させていただきます。</p>
議長	<p>以上で本日ご提案します議案については終了しました。</p>
	<p>午後2時25分</p>

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和元年6月28日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>